



弁護団だより

みんなして

No.62 発行 2016年3月

「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団

TEL : 03-3379-6770

【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
3月17日 前橋地裁、原発避難者訴訟で、国の加害責任を認める判決	3月20日 結審前夜集会（福島市）
3月28日 大阪高裁抗告審、高浜原発の差し止めに対する不服申し立て認容	3月21日 生業訴訟・結審（福島地裁）
3月30日 東芝、米原子力子会社WH破産法適用を受けて、原子力事業から撤退	3月23日 「福島原発事故被害の早期完全救済を求める3.23院内集会」（参議院議員会館）
4月04日 今村復興大臣、「自主避難は自己責任」発言	4月02日 シンポジウム「福島原発事故賠償訴訟の現段階と課題～群馬判決を受けて」（東京）
4月14日 小泉元首相ら、原発ゼロ自然エネルギー推進連盟設立	4月12日 九州キャラバン（福岡、熊本、佐賀、～14日 鹿児島）

第1陣が結審しました！

～ 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第24回期日の報告 ～

1. 盛りだくさんの結審行動

3月21日、生業訴訟は結審しました。



結審に際しては、当日のみならず前日も含め結審行動に取り組み、前夜集会のほか、期日前集会、福島市内でのデモ、裁判所前のスタンディング、講演会、模擬裁判などを開催しました。これらについては、青龍弁護士による報告がありません。

結審行動には、千葉訴訟など各地の原告のほか、「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団、『大地を受け継ぐ』の井上淳一監督、堀潤さん、大和田新さん、かもがわ出版の松竹編集長、おしどりマコ・ケンさん、『ルポ母子避難』の吉田千亜さん、東京演劇アンサンブル、劇団さんらん、元東電社員の一井さんなど、支援してくださっている方々が多数駆けつけてくださいました。小雨のなかでの結審当日の行動となりましたが、雨を吹き飛ばす勢いでした。

2. 「お気持ちはわかります」と語った裁判長

「勇気と正義に則った判決が下されることを切に願います」——意見陳述した原告がそう締めくくる

と、傍聴席からは自然と拍手が起こりました。静粛を促した裁判長も、「お気持ちはわかりますが」と言葉添えしました。

この日、私たちは600頁超の最終準備書面を提出し、原告4名の意見陳述のほか、主たる争点である①原状回復②責任論③被害・損害論について、代理人8名が弁論を行いました。

原状回復については、放射性物質汚染対処特措法が「年間1ミリシーベルト以上の区域」の除染費用を「原子力損害」としたうえで、東電に求償できるとしていることなどに触れ、原状回復措置を講じなければならない法的義務を負っていることが強調されました。

過失については、2002年の「長期評価」で巨大津波が予見され、必要な対策が求められたにもかかわらず、東電は措置を取らず、国も対策を取らせることを怠ったと詳細に主張、「巨大津波は予見できなかった」とする国、東電の主張を改めて厳しく批判しました。

被害・損害についても、被告らの責任を重さが損害額の算定にあたって反映されなければならないこと、中間指針等による救済の範囲を面的に拡大させ、水準を引き上げ、期間を延ばすことが必要だと訴えました。

最後に弁論に立った菊池紘弁護士は、「誰も謝罪しないで済んでいるこの社会は許されることではない」として原告に加わりながら判決を前に病気で亡くなった一人の女性の想いを紹介。「原告代理人はもちろん、被告国の代理人、東京電力の代理人を含め、司法に携わる者すべてがその役割を果たすことが問われている」と提起。「3800人の原告は正義の判決を待ち望んでいる。そうしてこそこの判決は歴史的なものになる」と弁論を結びました。



3. 判決に向けて

判決言渡しは10月10日と指定されましたが、これで終わりではありません。第2陣の第1回期日が6月12日にあります。この期日は第1陣判決にとっても重要なものとなります。また、公正な判決を求める署名も、結審当日に4万8000筆を超える署名を提出しましたが、引き続き取り組みは続きます。次回は6月12日です。ぜひご参加ください。

(弁護士 馬奈木巖太郎)



法廷外からも盛り上げた結審

弁護士 青龍美和子

3月21日の結審日を迎えるにあたり、前日20日には前夜祭が開かれました。

生業弁護団幹事長の南雲芳夫弁護士より結審にあたっての気合の入る講演をしていただき、直前の3月17日に前橋地裁で判決を言い渡された群馬訴訟の原告の方をはじめ、全国から応援に駆けつけてくれた方々から連帯のメッセージをいただきました。期日前集會に800名近い方々が参加し、翌日の決起集會と、デモ行進・裁判所を囲むスタンディングには約1000名の方々が参加しました。

午後の法廷外の行動は、俳優宝田明さんの講演。なんと、宝田さんは、生業裁判の公正判決を求める署名をしてくれていたのです。これを知った原告団からの要請で福島での講演が実現しました。ご自身の戦争体験、映画「ゴジラ」の出演や俳優人生を交えて、生業訴訟へのエールをいただきました。会場

は立ち見が出るほどの満杯で、参加者みんな熱心にお話をうかがいました。

その後は久々の模擬裁判。法廷には入れなくても、最終準備書面を手掛けた弁護団員たちが熱い意見陳述をしました。原告団の意見陳述も、法廷では上映できない写真や動画を織り交ぜての貴重なものとなりました。本物の法廷のほうが早く終了し、出廷していた原告団・弁護団が帰ってきたため、急ぎよ、原告団事務局長の服部浩幸さんには二度目にして迫力いっぱいの意見陳述をしていただき、会場が一体となりました。



公正判決を求める署名は、今回4万8000人分を提出。これまでで合わせて6万人以上の方から署名をいただきました。引き続き、100万人目指してがんばりましょう！



結審にあたり

原告団長 中島 孝

3月21日生業訴訟が結審し、判決日は10月10日と決まりました。2013年の提訴から丸4年、原発事故からは6年経ったわけです。

今日、4月11日夕方の地方版NHKのテレビニュースによると、福島県楡枝岐村や只見町など、南会津地方に属し新潟県に近い地域のコシアブラなどの山菜や、イワナ、ヤマメなどの川魚が放射能基準値を超えていて、出荷停止措置となっているとの報道がありました。

会津といえば、当初より、被害はないとされた地域です。その地域の6年後に、この報道がされる事実があるということ。これは、東電や国の打ち切り施策と相反する事態が、現在も進行中であることの雄弁な立証です。

「放射脳」と、原発推進を批判する側を揶揄する人もいるようですが、事実、米ウエスチング・ハウス社の欠損を飲み込まざるを得ない東芝は、監査法人の承認を得られぬまま赤字1兆円の決算発表を行い、東証上場が危ぶまれています。原発の非合理が、理念でなく経済事実を持って証明されています。

「放射脳」に毒されているのはどちらなのか、既に明瞭です。

こうした状況下、前橋地裁判決は国と東電の事故への過失責任、法的責任を明確に断罪し「国家賠償法上、違法である」としたことは大きな成果です。それに対し、国と東電は控訴しましたが、やはり司法と行政の力関係を変えるのは国民運動だと思います。

千葉や生業と、次々と判決が予定される中、あくまで行政が司法の判断を尊重せず、ことごとく国の意向を押し通そうとするなら、許しがたい憲法無視であります。そこに国民の大きな抵抗が存在すれば、国は自らの行為に「悪の烙印」が押されていることを自覚せざるを得ず、権力を失うかもしれぬ恐怖感を伴って、常に彼らを撃つでしょう。

生業訴訟を支援して下さっている白井聡さんも、藻谷浩介さんも、松竹信幸さんも、原発なき社会の実現が手の届く近さまで来ているこの時に、それを国民の目から隠べいし、真の道筋を見えなくさせて、未来なき原発依存にふたたび隷属させようとする原子カムラの愚を非難しています。

同時に、その構造を見抜き突破するのは、国民の責務だと指摘します。ドイツのマーティン・レップ

さんも「義民」と我々を表現し、社会正義を貫く者と讃えてくださいました。国内外の多くの方がたの期待、負託に応え、壁を突破しましょう。社会正義をこの手にしましょう。



裁判費用の納入のおねがい

第1次提訴から4年を迎え、いよいよ結審となりました。現在、弁護団では2回目、3回目の裁判費用を集めています。まだ納入されていない方は、ご協力をお願いいたします。

第1次（2013年3月11日提訴）、第2次（2013年9月11日提訴）、第3次（2014年2月10日提訴）の原告の方は、各6000円、第4次（2014年9月11日提訴）の原告の方は、9000円となります。2回目をまだ支払っていない方が約900名、3回目をまだ支払っていない方は約1200名いらっしゃいます。お支払いは、下記の口座に振り込む方法によるほか、期日の際や各地で開催される説明会の際でも受け付けています。

支払い済みか問い合わせをご希望の方は、下記の支部担当の弁護士までお問い合わせください。ご協力のほど、よろしくお願いいたします！

【振込先】 ゆうちょ銀行 記号 00240-3 番号 83018

又は

みずほ銀行 川崎支店 普通預金口座 4525545

口座名義：福島原発事故被害弁護団（ふくしまげんぱつじこひがいべんごだん）

【各支部担当弁護士】

◆福島支部（福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、飯舘村）

担当 弁護士 鈴木雅貴 あぶくま法律事務所 TEL:024-534-5151

◆相双支部（南相馬市、相馬市、新地町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）

担当 弁護士 藤原泰朗 安田法律事務所 TEL:024-534-0009

◆県中支部（郡山市、須賀川市、田村市、本宮市、岩瀬郡、田村郡、安達郡）

担当 弁護士 渡辺登代美 川崎合同法律事務所 TEL:044-211-0121

◆県南支部（白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡）

担当 弁護士 鹿島裕輔 東京東部法律事務所 TEL:03-3634-5311

◆会津支部（会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡）

担当 弁護士 船尾遼 城北法律事務所 TEL:03-3988-4866

◆いわき支部（いわき市、広野町）

担当 弁護士 藤原泰朗 安田法律事務所 TEL:024-534-0009

◆米沢支部（米沢市及び周辺への避難者）

担当 弁護士 青龍美和子 東京法律事務所 TEL:03-3355-0611

◆沖縄支部（沖縄県への避難者）

担当 弁護士 中瀬奈都子 川崎合同法律事務所 TEL:044-211-0121

◆支部なし（その他）

担当 弁護士 斉藤耕平 埼玉東部法律事務所 TEL:048-965-2600



題字「みんなして」は、市橋耕太弁護士の筆によるものです。